

<p>国名</p>
<p>スペイン</p>
<p>在外公館名</p>
<p>在スペイン日本国大使館</p>
<p>情報確認年月日</p>
<p>2019年4月26日</p>
<p>医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの概要（☑は該当）</p>
<p>☐持ち込むことができる医薬品か確認する必要がある。</p> <p>☑事前に渡航先の国から許可を得る必要がある。</p> <p>☑渡航前に準備が必要な書類がある。</p> <p>☑（滞在期間と一日用量から計算される量にかかわらず）持ち込むことができる医薬品の数量に制限がある。</p> <p>☐持ち込むことができる医薬品の形態や容器・包装に制限がある。</p> <p>☑その国から出国して医薬品を持ち出す際にも別途の手続きの必要がある。</p>
<p>医療用の麻薬や向精神薬等に関する規制・手続きの内容</p>
<p>○ 医療用の麻薬及び向精神薬を含め、医薬品を自己の疾病の治療で携帯して入国する場合には、事前に許可証を申請する必要がある。</p> <p>○ また、入国時に医師の処方せんや診断書など（言語はスペイン語又は英語）の提示が必要。</p> <p>○ 具体的な手続き等については、渡航の前に十分な時間的余裕をもって在日スペイン大使館に問い合わせることが望ましい。</p> <p>○ 患者は、出身国に所在するスペイン大使館・領事館、又は、保健・消費・社会福祉省の傘下機関であるスペイン医薬品・衛生用品庁（AEMPS）のメールアドレス（estupefacientes@aemps.es）に直接申請することができる。</p> <p>○ 申請に当たり、以下の情報がスペイン語又は英語で記載されていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出身国、渡航期間（入国日及び帰国日） ・ 患者の情報（氏名、身分証明書番号、出生地、生年月日） <p>○ 申請書には、薬物による治療の必要性及び一日当たり必要とされる服用量を証明する書類（医療証明書、診断書又はこれらに類似する書類。言語はスペイン語又は英語）も添付する必要がある。</p>

- 出国及び入国の両方の場合において、渡航期間が 30 日以上であったとしても、最大 30 日分の服用量しか許可されない。抗てんかん薬として使用される向精神薬である場合、又は、（出国の場合）渡航先の規則が 30 日分以上の服用量の携帯を認めている場合のみ、30 日分を超える服用量の携帯が許可される。
- 証明書又は許可証のそれぞれの有効期限は、帰国予定日の次の日までとされる。渡航期間が 30 日以上の場合の有効期限は、出発日の次の日から数えて 30 日までとされる。証明書又は許可証の最大有効期限は 3 カ月までとされる。
- 医療用の麻薬及び向精神薬をスペインから持ち出す場合にも、同様に許可書を受ける必要がある。
- 医療用の麻薬及び向精神薬以外の医薬品については、違法利用のリスクがないかつ適切に保存されている限り、スペインの法律は、旅行者に対して個人使用の医薬品の携帯を認めている。この場合、処方せん又は診断書を持参することが望ましい。携帯できる個人使用の医薬品の量は、服用量 3 カ月分までとされる。

(参考)

在日本スペイン大使館

電話: 03-3583-8531, 3583-8532

FAX: 03-3582-8627

E-mail: emb.tokio@maec.es

住所: 〒106-0032 東京都港区六本木 1-3-29

<http://www.exteriores.gob.es/Embajadas/TOKIO/ja/Paginas/inicio.aspx>

渡航先の国による日本人向け情報提供ホームページ

なし

参考情報

(参考情報)

<https://www.aemps.gob.es/medicamentosUsoHumano/estupefacientesPsicotropos/home.htm#actividades>